

令和7年第2回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和7年6月10日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	6 番	間 宮 寿 和
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	4 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	堀 仁 志
企画環境経済部長 兼企画DX課長	山 内 明
住民福祉部長	伊 藤 博 臣

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長 兼教育文化課長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	花 村 定 行

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	白 田 初 穂

1. 議事日程（第1号）

令和7年6月10日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第1号報告 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 第2号報告 建設改良費繰越計算書（下水道事業）の報告について
- 日程第6 第30号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第7 第31号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第8 第32号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認について
- 日程第9 第33号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認について
- 日程第10 第34号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第11 第35号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第36号議案 軽四輪駆動デッキバン消防車の売買契約の締結について
- 日程第13 第37号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 第38号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 第39号議案 令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 第40号議案 令和7年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につ

いて

- 日程第17 第41号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 第42号議案 令和7年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 第43号議案 令和7年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）について

開会 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和7年第2回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

3番 竹中光重 議員

9番 田島清美 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの11日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（佐々木正道君） 監査委員より、令和6年度3月分及び4月分、令和7年度4月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（伏屋隆男君） 以上、御了承願います。

日程第4 第1号報告及び日程第5 第2号報告並びに日程第6 第30号議案から日程第19 第43号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、第1号報告、日程第5、第2号報告までの2報告及び日程第6、第30号議案から日程第19、第43号議案までの14議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、繰越計算書の報告ほか1件の報告案件、専決処分の承認4件、羽島郡二町教育委員会委員の任命同意、笠松町非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、軽四輪駆動デッキバン消防車の売買契約の締結、令和7年度笠松町一般会計ほか6件の補正予算7件。以上、報告を含め16件であります。

このうち、議案書29ページをお開きください。

第34号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意につきましては、羽島郡二町教育委員会委員の羽田野正史氏（岐南町）の任期4年が令和7年7月24日をもって満了することに伴い、引き続き羽田野正史氏を同委員に任命するため、町議会の同意を求めるものであります。

その他案件につきましては、副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） おはようございます。

それでは、順次御説明を申し上げます。

議案書の1ページから3ページにわたります。

第1号報告 繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、これを報告するものであります。

2ページ、3ページを御覧ください。

防災備品管理事業以下表記の10の事業で、事業費3億1,740万9,000円のうち2億5,461万8,000円を令和7年度に繰越しさせていただきました。

詳細につきましては、後ほどお目通しのほどをお願いを申し上げます。

続きまして、議案書の4ページから5ページ、第2号報告 建設改良費繰越計算書（下水道事業）の報告についてであります。

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、これを報告するものであります。

5ページを御覧ください。

松枝処理分区管渠埋設事業で、令和6年度予算計上額2億8,478万5,000円のうち1億3,472万4,100円を令和7年度へ繰り越しました。

繰越額の財源内訳は、記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の6ページから12ページ、議案資料では1ページから10ページにわたります。

第30号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、所要の規定整備を行うため専決処分をいたしましたので、その承認を

求めるものであります。

議案資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

主な改正の内容について御説明をさせていただきます。

令和7年4月1日からの施行分では、軽自動車税の関係で二輪車の車両区分の見直しを行わせていただきました。総排気量125cc以下で最高出力が4.0キロワット以下に制御したバイク、いわゆる新基準原付バイクでございますが、こちらに係る軽自動車税の種別割を新設をさせていただいております。税率につきましては、年額2,000円でございます。

これに関連いたしまして、その下でございますが、減免申請書の記載事項に原動機の総排気量及び最高出力を追加させていただいております。

その下の3つ目でございますが、身体障害者等に対する種別割の減免という形で頭出しをさせていただきます。こちらは、マイナ免許証の運用開始に伴いまして、減免申請時に必要な手続として従来からの運転免許証の提示に加えて、マイナ免許証の提示を追加させていただいているというものでございます。

その下、固定資産税の関係につきましては、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の延長でございますが、こちらのほうは当該減額措置の適用期限を2年間延長いたしまして、令和9年3月31日までとするものでございますが、当町には現在分譲マンションは存在はしておりません。

続きまして、令和8年1月1日からの施行分で、こちらは令和7年度の税制改正大綱に基づき、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整の対策の観点から、地方税法の改正に合わせまして改正を行わせていただいたというものでございます。

まず1つ目は、新たな扶養控除ということで、特定親族特別控除という制度が創設をされました。こちらは、現下の厳しい人手不足の状況におきまして、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているというような指摘があることから、19歳から22歳までの大学生年代における子に対する新たな所得控除を導入するというものでございます。今回、特に特定扶養控除について、所得控除の対象となる大学生年代の子等の所得要件、こちらを拡大するとともに、一定の所得を超えた場合においても親等が受けられる控除額が段階的に逓減する、そういった仕組みを導入させていただいております。

詳細につきましては次のページ、2ページを御覧ください。

まず、改正前ということで記載をさせていただいております。

こちら、まず特定扶養控除について限定的に御説明申し上げます。参考の欄に給与所得のみの場合の収入金額103万円以下と記載がございます。こちら、従来より俗に言われております103万円の壁と言われるところのもので、従来この103万円以下であれば、所得控除45万円が受けられたのですが、この金額を超えると全く所得控除がなくなってしまうというよう

な制度設計でございました。

今回それを、改正後ということで、まず所得につきましては103万円以下から、給与所得のみの場合でございますが、123万円以下に拡充がされております。加えまして、先ほど申し上げました所得がこれを超えても、ずっと下表に記載させていただいておりますように、所得が増えるごとに控除額が41万円、31万円、21万円とずっと逡減するような形で制度設計がされて、導入をさせていただいております。従来からの制度で、一定額を超えたらもう丸かペケかということではなくて、今回所得要件を拡充するとともに、さらに特別控除という制度を導入することによって控除額が逡減していくというような新たな制度が導入されたところでございます。

以上が大学生世代の子等における対象でございますが、その下に2つ書いてあります。こちらは所得税法の改正に伴い改正がなされるもので、まず1つ目は給与所得控除の見直しということで、こちらのほうが最低保障額が55万円から65万円に引き上げられております。

また、併せて扶養親族等に係る合計所得金額の所得要件の引上げということで、こちらも48万円から58万円に、10万円引上げをされております。

こちらのほう、従来の金額55万円と48万円を足しますと103万円、従来が103万円の壁と言われていたところでございます。それぞれ控除額、要件を10万円ずつ引き上げることによって、123万円以下であればこちらのほうの控除対象になるということで、20万円の所得控除の適用が広がったということで、こちらは一般の扶養親族等控除対象の方の対象になってまいるというものでございます。

続きまして、令和8年4月1日からの施行分ということで、こちらは町のたばこ税の関係になります。加熱式たばこに係る課税標準の特例の見直しということで、加熱式たばこが紙巻きたばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠いているといった現状を踏まえまして、紙巻きたばこことの税負担水準の均衡を図る方式に見直しをするものでございまして、具体的には、現在は重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式を重量のみで換算する方式に見直しを行わせていただくという内容のものでございます。

続きまして最後、施行日、こちらのほうは地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号の規定の日に施行ということで、ちょっと施行日が長うございますが、こちらは公示送達に関する規定でございます。

まず、公示送達と申しますのは、書類なんか役所から送達を受けるべき者の住所とか居所が不明で連絡が取れない場合に、役場の掲示板に掲示することによって一定期間経過すると法的に送達したとみなす、こういった手続のことでございます。こちらのほう、現在は今申し上げた役場前の掲示板に掲示することによって、一応、今、地方税法及び町の税条例の規定によりまして、その書類を掲示した日から起算して7日間経過したときに書類の送達があったものとみなされるというような制度となっているところでございます。

今回、従来からの掲示板への掲示に加えまして、インターネットを用いた方法を新たに規定をさせていただくという内容のものでございます。以上が税条例の関係になります。

続きまして、議案書の13ページから14ページ、議案資料では11ページから12ページにわたります第31号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び低所得者に係る保険税軽減措置の拡充を図るべく所要の規定整備を行うため、専決処分をいたしましたので、その承認を求めるものでございます。

国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行いました。

こちら、議案資料のほうの11ページのほうを御覧いただきたいと思います。

こちらのほうで、課税限度額のうち基礎課税額を現行の「65万円」から「66万円」に、後期高齢者支援金等課税額の現行「24万円」から「26万円」にそれぞれ引上げをさせていただいております。軽減判定所得についても、所要の見直しを行いました。

なお、施行期日は、令和7年4月1日であります。

続きまして、議案書の15ページから23ページにわたります第32号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものであります。

令和7年の3月21日に専決をさせていただきました。令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）で、補正額は640万5,000円の増額補正であります。

それでは、歳出から御説明をいたしますので、22ページをお開きください。

第2款 総務費、第2項 企画費、第1目 企画総務費では、こちら企業版のふるさと納税を令和7年3月18日に御寄附いただいたことに伴う予算措置でございます。

役務費といたしましては、仲介手数料として110万円を増額計上させていただきました。

なお、24節 積立金では、かさまつ応援基金積立金ということで500万円寄附をいただきました寄附金を積立てすべく予算額を増額させていただいております。

次にその下、第3款 民生費から次のページ、第9款 教育費にわたりますそれぞれ需用費の消耗品費の減額につきましては、令和6年9月に明治安田生命保険相互会社から寄附をいただき、その寄附を活用した事業の完了に伴います補正を行わせていただいております。

23ページの第11款 諸支出金、1項 基金費の中で、積立金としてみんなの健活プロジェクト基金積立金52万8,000円を計上させていただきました。

こちらにつきましては、先ほど申し上げた事業費精算による残余金22万7,900円のほか、令和7年3月に新たに30万円の寄附を頂戴いたしました。その寄附金、さらにはこの基金の利息額を積み立てるべく、52万8,000円を計上させていただいたところでございます。

21ページにお戻りをいただきまして、歳入につきましては説明のなかったものとして、今回の増額補正に伴い不足する財源には、財政調整基金からの繰入金110万5,000円を充てさせていただきました。

続きまして、議案書の24ページから28ページにわたります。

第33号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものであります。

令和7年5月22日に専決をさせていただきました。令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）で、補正額は1億1,499万円の増額補正であります。

28ページを御覧ください。

今回の補正は、定額減税の補足給付金不足額支給に伴い、予算措置をさせていただいたものでございます。

制度についてざくっと御説明申し上げたいと思います。まず、定額減税の制度、経緯ということで、昨年やらせていただいたもので御記憶にまだ新しいところかと思えます。定額減税は、令和6年度に国のデフレ完全脱却のため、総合経済対策を踏まえ、足元の急激な物価高から国民生活を守ることを目的として、納税義務者及び扶養親族1人につきまして令和6年分の所得税から3万円、令和6年度個人住民税の所得割から1万円を定額減税するという制度で実施をされたところでございます。

この定額減税の実施に伴いまして、定額減税し切れない方がいらっしゃいます。し切れないと見込める場合には、できるだけこれを早期に給付するという観点から、令和5年分の所得ですとか、扶養の状況から推計所得税を算出しまして、それを用いて定額減税し切れないと見込まれる額を調整給付金、当初給付と呼んでおりますが、給付金として令和6年に該当する方にはその給付をさせていただいたところでございます。

そして今回、調整給付金の不足を給付するというので、令和6年分の所得税ですとか定額減税の実績が確定してまいりました。それに伴いまして、本来給付すべき額がその調整給付金（当初給付）を上回った方に対して、その不足額を追加で支給させていただくという事業になります。

その事業の実施に関連いたしまして、28ページに戻っていただきますと、3節の職員手当等

では時間外勤務手当、10節の需用費では消耗品費として事務用品、印刷製本費といたしましては窓開き封筒ですとか、返信用封筒の印刷製本費を、11節の役務費では通信運搬費ということで、こちらのほうは案内通知、決定通知等の郵送料、手数料では口座振替に係る振込の手数料等計上させていただいております。

12節の委託料では、人材派遣の委託料ということで、7月から10月までの期間について窓口業務であるとか郵送確認等の受付業務に従事していただくべく、人材派遣の委託料を計上させていただいております。

そして、18節の負担金補助及び交付金では、こちらのほう、定額減税補足給付金ということで1億1,000万円を計上させていただいております。現状では、給付対象の見込みは2,500人程度の方が対象になるのではないかと見込みの下に予算積算をさせていただいたところでございます。

なお、これらに係る財源につきましては、国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で全額賄わせていただいております。

続きまして、議案書の30ページから31ページ、議案資料では13ページに当たります第35号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらの改正理由につきましては、最近における物価の変動や近年の地方公共団体における選挙執行の状況を踏まえ、選挙に係る経費の見直しが行われ、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正によりまして、投票所の投票管理者等の報酬の単価の基準額が改正されたところでございます。笠松町における投票所の投票管理者等の報酬を改定後の基準額に改定するため、所要の規定整備を行わせていただくものでございます。

議案資料のほうの13ページを御覧ください。

こちらのほうに、次回、第27回の参議院議員通常選挙から適用させていただく単価といたしまして、投票所の投票管理者等の報酬を改定させていただきます。投票所の投票管理者につきましては、従来の1万2,800円から1万4,500円、以下期日前投票所の投票管理者以降表記のとおりの報酬額の改定をさせていただくというものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

続きまして、議案書の32ページ、議案資料では14ページから15ページにわたります第36号議案 軽四輪駆動デッキバン消防車の売買契約の締結についてであります。

令和7年5月20日に仮契約をいたしました軽四輪駆動デッキバン消防車の購入について、地方自治法第96条第1項第8号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、売買契約を締結するため町議会の議決を求めるものであります。

議案資料のほう、こちら14ページのほうを御覧ください。

契約の金額は1,298万円で、契約の相手方は岐阜県岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防でございます。

契約の方法は指名競争入札で、入札の結果は表記のとおりでございました。

なお、納期は本契約締結の日から令和8年3月19日まででございます。

納入の場所につきましては、中新町29番地の笠松町コミュニティ消防センター及び長池634番地の南部コミュニティ消防センターにそれぞれ1台ずつ配備をさせていただく予定でございます。

物件の概要につきましては、軽四輪駆動のデッキバン消防車2台ということで、標準艤装といたしましては、ポンプ電動油圧積載装置、ゲート型フレーム、リヤステップ等々記載の装備をさせていただきます。

15ページのほうを御覧いただきますと、標準取付け部品ということで、吸管、ストカゴセット、消火栓媒介金具等、表記の装備をする予定となっております。

続きまして、議案書の33ページから36ページにわたります第37号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

補正額は9,303万9,000円の増額補正であります。

36ページを御覧ください。

歳出のほう、第9款 教育費、第2項 小学校費の第1目 学校管理費で9,303万9,000円を計上させていただいております。

こちらは、かねてより対応を進めてまいりました笠松小学校南舎の漏水に対する屋上防水改修工事等を行わせていただくものであります。屋上防水の全面改修ということで、防水性能に影響があります屋上の工作物、配管等を撤去した上、ウレタンの塗膜防水等施すというものでございます。また、外壁の改修ということで、部分的な修繕ということで、エポキシ樹脂の注入、また既設タイル面の高圧洗浄等を行わせていただきます。あわせて、3階の教室の天井改修ということで、こちらは漏水によりまして汚損しました天井の張り替え、併せて天井に附帯する電気設備等の更新をさせていただく予定であります。

こちらの工期につきましては、おおむね7月の下旬から1月の下旬まで6か月間を予定しているところでございます。

なお、財源につきましては、学校教育施設等の整備事業債、こちら充当率75%の起債がございますので、こちら6,970万円を起債を起こしまして対応させていただきます。

これに伴う地方債の補正につきましては、35ページで併せて行わせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、今回の補正に伴いまして不足する財源ということで、前年度からの繰越金を2,333万

9,000円充てさせていただいております。

続きまして、議案書の37ページから51ページにわたります第38号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

補正額は641万円の増額補正であります。

こちら、まず歳出から御説明を申し上げますので、45ページを御覧ください。

まず、人件費に伴う補正を行わせていただいておりますので、概要について御説明申し上げます。全会計では、令和7年4月1日付の職員異動等に伴う人件費の減額補正ということで、全会計通しまして3,170万8,000円の減額となっております。こちらは、退職による職員数の減ということで、現在、予算対比で3名減の二役を含めまして121名分の予算計上となっております。

それでは続きまして、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第3目 財産管理費では、12節 委託料で462万円、こちらはLED照明導入調査委託料として計上をさせていただいております。

2027年の末をもちまして蛍光灯の製造、輸出入が終了することに伴いまして、照明のLED化が未実施の公共施設につきまして、工事必要性の有無、照明の配置計画、概算費用等の調査を行うものでございます。対象施設につきましては、屋外照明3か所を含む21施設でございます。

続きまして、46ページを御覧ください。

同じく総務費の中の2項 企画費で1目 企画総務費の中で、こちらのほうは12節の委託料で104万5,000円を計上させていただいております。

中間サーバーVPN装置更新接続支援委託料ということで、こちらは令和8年1月に行われます予定である自治体中間サーバー・プラットフォームのマイナンバー制度を基盤とした第三次システムへの移行に向け、高度なセキュリティー対策とネットワーク制御を実装する第三次VPN装置設定の業務委託料を増額させていただいたという内容でございます。

同じくその下、18節の負担金補助及び交付金では、地域課題解決支援事業補助金として1,000万円を計上させていただきました。

こちらは、企業版ふるさと納税活用型のCSO地域課題解決支援事業の採択事業予算増額による補助金の増額に対応をさせていただくという内容のものでございます。

具体的には、6月に一般社団法人であります岐阜工業高等学校同窓会より、岐阜工業高校体育館舞台のどんちょう改修事業の事業計画が提出予定であります。どんちょうは、約30年前に世界的デザイナーであります山本寛斎氏のデザインであり、文化的価値がある美術工芸品だが、経年劣化が見られ毀損する可能性が高いということで、生地の補修を行い、改修後におきましてはどんちょうを地域の文化的資産として活用、広く町内外に発信をしていこうとするもので

ございます。

なお、係る財源につきましては、企業版のかさまつ応援寄附金1,030万9,000円を充当させていただきます。うち、事務手数料として30万9,000円につきましては、企画総務費の人件費に充当させていただくというような予算をさせていただいております。

その下、第3項 徴税費の第2目 賦課徴収費では、18節 負担金補助及び交付金で軽自動車税環境性能割徴収取扱費負担金ということで8,000円を増額させていただいております。

こちら、見込みより負担金額が多くなったため、負担金を増額させていただいたという内容でございます。

その下の第4項 戸籍住民基本台帳費の1目 戸籍住民基本台帳費では、職員異動等に伴う人件費の補正のほか、マイナンバーカードに係る更新等手続の件数の増加に伴いまして、円滑な窓口体制を維持するため会計年度任用職員の勤務時間を増加したことに伴う増額の補正をさせていただいております。

中身といたしましては、報酬として38万8,000円、期末・勤勉手当で13万円、共済組合負担金、社会保険料では5万4,000円ということで、合計で57万2,000円を増額させていただいております。

なお、今申し上げたマイナンバーカード対応に係る人件費の財源には、マイナンバーカード交付事務費補助金、国からの補助金を57万2,000円全額充てさせていただいております。こちらは、ちょうど財源内訳で国県支出金というところに57万2,000円という金額を表示させていただいております。このように予算措置をさせていただいているということでございます。

続きまして、47ページの第5項 選挙費、第3目 参議院議員通常選挙費では、先ほど第35号議案で提案をさせていただいております笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正に伴い、投票管理者等の報酬の増額をさせていただいたところでございます。

続きまして、第3款の民生費、第1項 社会福祉費の中で、社会福祉総務費の中で、こちらもちよっと国県支出金のところで55万1,000円ということで、財源内訳の補正をさせていただいております。こちらは国庫補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金というものが、こちら介護の認定委員会のシステム改修に伴う費用なんですけど、交付をされてまいりましたので、係る費用に充当すべく財源の内訳補正を行わせていただいております。

次に、48ページを御覧ください。

4款の衛生費、2項 清掃費の1目 塵芥処理費の中では、11節 役務費の中で指定ごみ袋の販売手数料ということで112万1,000円を計上させていただいております。

こちらは、町民の皆さんが身近な店舗で指定ごみ袋を購入できるよう、また新規登録取扱店の確保、登録廃止の抑制を図るために、今回取扱店の皆さんに対しまして、指定ごみ袋の販売手数料を支払わせていただくことによるものでございます。

なお、販売手数料につきましては、販売金額の5%に消費税を加えた額といたしまして、10月の納品分から対象とさせていただくものであります。

続きまして、第6款 商工費、第1項 商工費の第3目 観光費では、14節の工事請負費ということで、観光施設等整備工事請負費として418万円を計上させていただきました。

こちらは、令和7年5月8日にDr. コパ氏より町の観光資源として地域活性化に活用していただけたらということで、寄贈申込みのございましたラブミーチャンの銅像の設置に伴う石の台座の設置であるとか、仕上げ、照明工事、造園工事による増額をさせていただいたものでございます。

ちょっとラブミーチャンについて御説明申し上げます。馬主はDr. コパ氏で、笠松でデビューをいたしまして、無敗のまま全日本2歳優駿、こちらを制覇し、2歳牝馬ながらNARグランプリ2009年の年度代表馬に輝いて、生涯成績は34戦18勝ということでございました。令和6年8月31日に繋養先の新ひだか町の谷岡牧場で死亡をいたしました。今年1月にはNARのグランプリ2024年特別表彰馬として受賞をされた、そういった功績のある馬でございます。

今回、コパ氏より銅像の制作をして寄贈するというところで、町としては台座の設置ですとか、銘板プレート、照明、造園等の工事をすべく所要額を計上させていただいたというところでございます。

なお、設置場所については、今現在の庁舎東の馬の休憩所となっておりました場所の跡地に設置をさせていただくという予定であります。

ただいまの観光費の418万円の財源の内訳につきましては、まず全額かさまつ応援基金からの繰入れ418万円を充当させていただき予算措置をさせていただいております。

なお、ちょっと説明を加えさせていただきますと、この応援寄附金というものはDr. コパ氏夫妻よりも、令和6年度にふるさと納税ということで、笠松けいば応援プロジェクトということで600万円の寄附をいただいております。この寄附の一部を活用して実施をさせていただきたいというふうに考えております。大切なことですので、詳細についてちょっと御説明を付け加えさせていただきます。

戻りまして49ページ、7款 土木費の第2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費、こちらのほうも14節の工事請負費で側溝舗装等修繕工事請負費615万6,000円を計上させていただきました。

こちらは舗装に不陸が生じているということで、緊急自然災害防止対策事業債を活用しまして、道路修繕をさせていただくというものでございます。春日町常盤町1号線の修繕工事を行わせていただくというもので、舗装修繕は延長84メートル、面積では536平米を実施いたします。

なお、併せて花壇等の撤去工事も実施させていただくということで、所要額を計上させてい

ただいております。

申しあげましたとおり、財源につきましては緊急自然災害防止対策事業債550万円を町債として起こしまして、対応させていただくというものでございます。

その下、4項の都市計画費では、こちらのほう、公園費の中で5万円の財源内訳の充当をさせていただいております。こちらのほう、篤志者の方から公園管理に使ってくださいということで5万円の御寄附を頂戴いたしましたので、充当をさせていただくという補正を行わせていただいております。

続きまして、第9款 教育費、第1項 教育総務費、第1目 教育総務費では、18節 負担金補助及び交付金で、羽島郡二町教育委員会負担金で242万5,000円を増額させていただいております。

こちらは、教職員の人事異動等に伴う給与費の増により、負担金が増額されたものに対応するものでございます。

続きまして、50ページを御覧ください。

同じく教育費の第2項 小学校費、こちらのほうの学校管理費と教育振興費の中で、今回の松枝小学校の通級指導教室、ことばの教室の本運用に伴う事業費の増額をさせていただいております。

ちょっと飛びますけれども、まず1目 学校管理費の需用費では、修繕料ということでこちらのほう、照明器具の落下ガードの設備をさせていただきます。

17節の備品購入費では、図書費では指導用図書の購入、管理用器具費ではiPad、ロッカー、机、椅子等の備品を購入させていただく予定であります。

次に、2目 教育振興費では、10節 需用費の中では、消耗品費でマットですとか、バランスボール等購入させていただきます。

備品購入費の教材器具費においては、平均台ですとか、トランポリンといった教材器具を購入させていただくということで、予算計上をさせていただいております。

次に、小学校費と中学校費にまたがりますそれぞれ学校管理費の中の12節 委託料で計上させていただきました次期校務システムの初期構築業務委託料でございます。

こちらは、現行の校務支援システムの契約満了に伴いまして、令和8年9月から導入するシステムの初期構築費とデータの移行による費用を計上させていただいたものでございます。

それぞれ財源には、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金という国からの補助金がおおむね事業費の3分の1程度交付されてまいりますので、その財源を見込み、予算措置をさせていただいたところでございます。

また併せて、この事業につきましては令和7年、令和8年にまたがって実施する事業ということで、債務負担行為の補正も併せて行わせていただいたところでございます。

次に、中学校費の第2目 教育振興費の中で、こちらのほうでまず10節の需用費で、修繕料として80万円を計上させていただいております。

こちらは企業版のふるさと納税を活用いたしまして、吹奏楽部の備品修繕を行うために予算措置をさせていただいております。

財源は、ただいま申し上げたとおりかさまつ応援基金からの繰入れを予定いたしております。

もう一つの事業が、こちら岐阜県の補助事業を活用いたしまして、笠松中学校の特別支援学級の生徒さんが、11月11日にアクア・トトぎふ及びサラマンカホールのコンサートを鑑賞するというに参加することに伴う増額補正でございます。

11節の役務費では、傷害保険料の加入金、13節の使用料及び賃借料の中では、こちらのほうはバスの借り上げ料のほか、施設入館料等を計上させていただいております。

なお、これらに係ります費用全額については、県からのふるさと魅力体験事業委託金で充当をさせていただいております。

以上が歳出についてでございます。

それで、44ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

歳入のうち、歳出でちょっと説明をさせていただかなかったものについて説明させていただきます。

第18款 繰入金の第2項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入では、今回の補正に伴いまして財政調整基金繰入を1,764万円減額をさせていただいております。

以上が一般会計補正予算に関する説明でございます。

続きまして、議案書の52ページから54ページにわたります第39号議案 令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額は16万円の増額補正であります。

54ページを御覧ください。

歳出の第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費におきまして、12節の委託料で情報センター委託料ということで19万8,000円を計上させていただきました。

こちらは、老齢基礎年金支給額の改定を踏まえまして、これが令和7年8月から施行される予定で、今回高額療養費制度、70歳以上の方における低所得Ⅰの区分の年金収入基準額が見直される、こういったような制度改正に伴いまして、システム改修を行うものでございます。

なお、係る費用の財源といたしましては、県補助金の特別調整交付金を全額充てさせていただいております。

続きまして、議案書の55ページから57ページにわたります第40号議案 令和7年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額は86万4,000円の増額補正であります。

57ページを御覧ください。

今回の補正理由は、令和6年の12月2日から被保険者証の新規交付が廃止となり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたしました。マイナ保険証の保有状況にかかわらず、昨年度に引き続き全ての後期高齢者に資格確認書を職権で交付することとなったため、所要額の補正をさせていただくというものでございます。

歳出のほうの1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費では、11節の役務費ということで、通信運搬費を86万4,000円増額させていただいております。

こちらは、普通郵便による資格情報のお知らせ送付から、今回そういったような対応のため、簡易書留による資格確認書の送付へ変更することに伴う通信運搬費の増額をするものでございます。

なお、今回の運用変更に伴う経費増加分については、全額、高齢者医療制度円滑運営補助金で賄われるものでございます。

続きまして、議案書の58ページから61ページにわたります第41号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額は7万4,000円の減額補正であります。

まず、60ページを御覧ください。

第2表の債務負担行為の補正を行わせていただいております。

こちらは、第10期の介護保険事業計画策定事業につきまして、当初予算の段階では令和7年度と令和8年度にそれぞれ契約を行うことを想定しておりましたが、検討の結果、2年度分を一括して契約したほうが効率的であると判断をいたしましたので、今回債務負担行為の補正を行わせていただくというものでございます。

続きまして、61ページを御覧ください。

こちらにつきましては、人件費について、職員異動等に行う所要の補正を行わせていただいたという内容でございます。

続きまして、議案書の62ページから70ページにわたります第42号議案 令和7年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

こちら、64ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

資本的支出補正では134万2,000円の増額補正であります。

こちらの補正理由は、人事異動に伴う人件費の増額に対応するものでございます。

続きまして、議案書の71ページから81ページにわたります第43号議案 令和7年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

こちら、まず74ページ、75ページを御覧ください。

下水道事業の収益補正額は24万円の減額補正であります。

また、下水道事業費用補正額は、その下、75ページですけれども、151万1,000円の増額補正をさせていただいております。

これらの2件につきましては、人事異動に伴います負担金の減額、あるいは人件費の増額に対応するというものでございます。

次に、76ページをお開きいただきたいと思います。

こちら、資本的収入補正額ということで、9,000円の減額補正でございます。

こちらの補正理由につきましては、国庫補助金の減額に伴い、公共下水道事業債の増額補正をするものでございます。社会資本整備総合交付金の歳入額の減額が見込まれるため、減額分を企業債により措置をさせていただくという内容のものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。この際、第37号議案を先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第37号議案を先議することに決しました。

第37号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。明6月11日から6月16日までの6日間は、議案精読のため休会とし、6月17日午前10時より本会議を再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明6月11日から6月16日までの6日間は休会とすることに

決しました。

散会の宣告

○議長（伏屋隆男君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時56分

